いじめの重大事態の対応フロー（ロール別）

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和5年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ

© 安竹洋平（小平市議会議員）/ 公立学校版 私立学校版とも CC BY-ND 4.0　出典 yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/

第1版（令和8年9月23日）

【重大事態の要件（法28条1項）と判断のルール】　根拠：ガイドライン 第4章（p.12-15）/ 法第28条第1項

① 1号重大事態（生命・心身財産重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき　（法28条1項1号）
② 2号重大事態（不登校重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき　（法28条1項2号）
●「疑い」の段階で重大事態として扱う（事実関係が確定した段階ではない）。判断は特定の教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。（第4章第1節 p.12）
●児童生徒 保護者から「重大事態として扱ってほしい」旨の申立て 要望があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う
（第4章第2節 p.14-15 /「学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても同じ。調査をしないまま重大事態ではないと断言してはならない」）
●「重大事態に当たらないことが明らか」というには、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りない。いじめがむこう得ないことを客観的 合理的な
資料等を用いて説明できない限り、重大事態調査を行う。（第4章第2節 p.14-15）　●重行事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 様にされる / わいせつ画像の拡散 / 金銭の強要 / 物を壊される / 転学を余儀なくされた 等

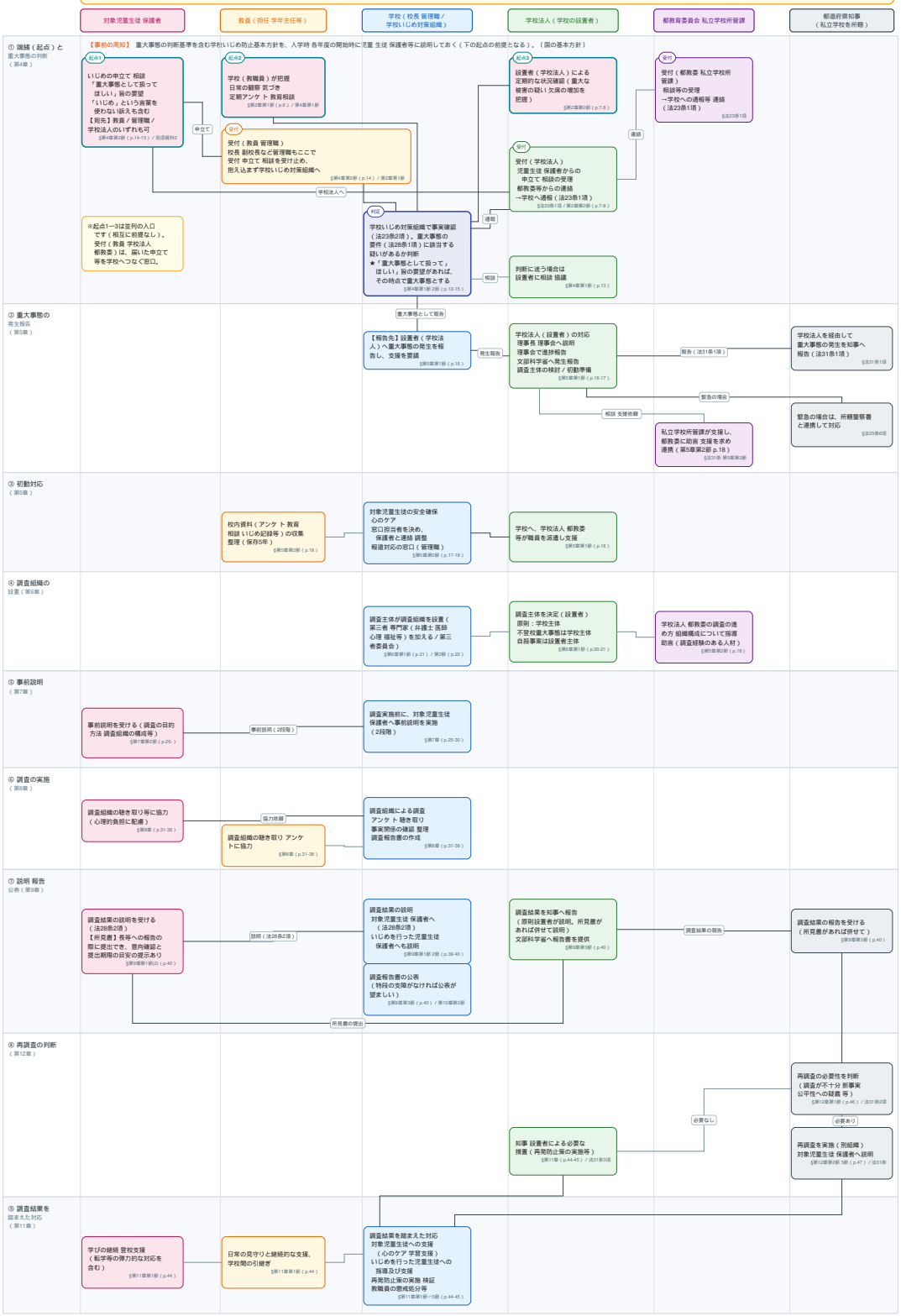

【私立学校の課題について】本図では記載していません

私立学校のいじめ重大事態の課題については、当方で詳細を把握していないため、本図では記載していません。公立版に記載した課題のいくつかは、私立学校にもそのまま適用されると考えられます。

【参考】申立ての類型と留意点　根拠：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）

●転学 退学後の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、聴き取り等には現在籍校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が機能的に関与し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）
●卒業後の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間経過、関係者への連絡困難などから調査は困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討する（例：卒業生の保護者を通じて協力を求める）。（同）
●申立様式（別添資料2）の活用：保護者に具体的な状況を記入してもらい、訴えを正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応しないことがあってはならない。（第4章第2節 p.14-15）
●対象児童生徒 保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない（支援や関係児童生徒への対応は継続する）。（第3章第4節 p.11）
●発生報告 調査結果の報告 再調査報告書の提供は、いずれも各学校の設置者から文部科学省へも行う。（第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47）

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告）　根拠：法第29条〜第32条 / 参考（p.51-64）

●公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い（同2項）、
再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
●国立大学附属学校：国立大学法人の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、
当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告（法30条の2 29条準用）。
●私立学校：当該学校を所轄する都道府県知事に報告（法31条1項）。●学校設置会社が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。
●再調査は、報告を受けた文部科学大臣 都道府県知事 地方公共団体の長等が、必要があると認めるときに行う（法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項）。

※1 本図は私立学校の場合。「学校の設置者」＝学校法人、「地方公共団体の長等」＝都道府県知事（私立学校を所轄）。公立学校の場合は別図参照。
※2 起点1〜3（表抽の丸枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員 学校法人 都教委等）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。
※3 法29条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の利害に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の調査をとる。
※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。
※5 実線の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される（◎）。
※6 赤い「課題N」は、その枠に【課題 論点】の同じ番号の項目があることを示す。クリックするとその該当項目へ移動する（SVG版のみ）。

（出典）文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表 / 作成時に使用したファイル：**20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf**、全67頁）。ページ表記は同ガイドラインの本文ページに対応。課題欄のリンク先：**yasutakeyohei.com**

© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/